

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第39回

著作権(1)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

中国における知的財産権戦略といえば、従来から模造品対策の重要性が唱えられ、模造の簡単な商標権、意匠権の侵害が非常に深刻であることは以前の連載において述べたところである。

しかし、中国がプロパテント政策への転換を図っている今日、中国における知的財産権戦略はもはや模造品対策だけではなく、中国においても速やかに知的財産権を取得し、これを根拠としてロイヤルティを獲得することも大きな利益獲得手段となっている。特に、著作権の分野では、インターネットを通じた音楽配信サービスの普及等、1つの著作権が世界規模で多額の利益を生み出すことのできる時代となり、企業にとっては、巨大な市場である中国においても著作権を取得して、一方ではこれを根拠としてロイヤルティを獲得し、他方では著作権侵害訴訟による著作権保護活動を行うことが、今後ますます重要になるものと思われる。

この点、中国の著作権保護制度としては、1991年6月1日に施行された「中華人民共和国著作権法」(以下「著作権法」という)の改正が行われ、同改正は2001年10月27日に施行された。また、2002年9月15日には、著作権法に基づいた「中華人民共和国著作権法实施条例」(以下「实施条例」という)の改正も施行された。そして、これらの法改正により、中国の著作権保護制度は一層整備されたものとなった。そこで、今回は著作権についての基本的事項を取り上げることにする。

## ・ 保護される著作物の種類

日本企業A社は、日本において、以下のような著作物について著作権を有し、関連製品を製造、販売していますが、今後、中国の製品市場の発展をにらんで、

中国でどのようにビジネスを展開するか検討しています。しかし、中国は模造品が多いと聞いており、その対策も合わせて検討するため、まず、中国において、そもそもA社の著作権がどの程度保護されているのかを調査しています。

Q1 中国において、次の著作物は著作権法で保護されるのでしょうか。

(1) 写真

(2) コンピューターソフトウェア

(3) データベース

A1 (1) 写真については、著作権法第3条第(5)号によって保護されます。

(2) コンピューターソフトウェアについては、著作権法第3条第(8)号及びコンピューターソフトウェア保護条例によって保護されます。

(3) データベースについては、著作権法第14条によって保護されます。

著作権法によって保護されるべき「著作物」の種類について、同法第3条は、以下の(1)から(9)の形式で創作される文学、芸術及び自然科学、社会科学、工事技術等の著作物が「著作物」に含まれると規定している。また、実施条例第4条は、著作権法第3条で列挙された「著作物」の内容を、以下のように具体的に規定している。

(1) 文字の著作物

小説、詩歌、散文、論文等の文字の形式で表現される著作物をいう。

(2) 口述の著作物

即興の演説、授業、法廷弁論等口頭の言語の形式によって表現される著作物をいう。

(3) 音楽、演劇、演芸、舞踊、雑技芸術の著作物

・音楽の著作物とは、歌曲、交響曲等の歌唱または演奏できる歌詞付きまたは歌詞付きでない著作物をいう。

・演劇の著作物とは、新劇、歌劇、地方劇等の舞台での上演に供する著作物をいう。

・演芸の著作物とは、漫才、語り物、大鼓(語り物の一種)、講談等の語り及び歌唱を主要な形式として演じられる著作物をいう。

・舞踊の著作物とは、連続した動作、姿勢、表情等を通じて思想、感情を表現

する著作物をいう。

・雑技芸術の著作物とは、雑技、手品、曲芸等身体の動作及び技法を通じて表現される著作物をいう。

(4) 美術、建築の著作物

・美術の著作物とは、絵画、書道、彫塑等の線、色彩またはその他の方式により構成される審美的意義を有する平面または立体的造形芸術の著作物をいう。

・建築の著作物とは、建築物または構築物の形式により表現される審美的意義を有する著作物をいう。

(5) 写真の著作物

器械の助けを借り、感光材料またはその他の媒質の上に客観的物体の形象を記録する芸術著作物をいう。

(6) 映画の著作物及び映画の撮影制作に類似した方法で創作された著作物

一定の媒質の上に撮影制作したもので、音声を伴いまたは音声を伴わない一連の画面により構成され、かつ適当な装置の助けを借りて上映され、またはその他の方式により放送される著作物をいう。

(7) 工事設計図、製品設計図、地図、見取図等の図形の著作物及び模型の著作物

・図形の著作物とは、施工、生産のために作成された工事設計図、製品設計図、及び地理現象を反映し、事物の原理または構造を説明した地図、見取図等の著作物をいう。

・模型の著作物とは、展示、試験、または観測等の用途のために、物体の形状または構造に基づき、一定の比率に従い製作された立体著作物をいう。

(8) コンピューターソフトウェアの著作物

コンピューターソフトウェアの著作物に関しては、著作権法第58条に基づき国務院が定めたコンピューターソフトウェア保護条例に詳細な規定がある。コンピューターソフトウェア保護条例によれば、コンピューターソフトウェアとは、コンピュータープログラム及びその関連文書をいい、プログラムそのもののみならず、プログラム仕様書やユーザズマニュアル等の文書も含まれている(コンピューターソフトウェア保護条例第2条及び第3条第(2)号)。

(9) 法律、行政法規に規定するその他の著作物

また、データベースについては、著作権法第3条にいう「著作物」ではないが、著作権法第14条本文が「若干の著作物、著作物の一部または著作物を構成しないデータまたはその他の材料を編集し、内容の選択または配列に独創性が見られる著作物は、編集著作物とし、その著作権は編集者が享有する。」と規定しており、データベースも編集著作物として著作権法の保護を受けることができる。しかし、データベースの著作権の行使を広範囲に認めると、編集前にすでに著作物として存在する部分（原著作物）があり、原著作物の著作権者がデータベースの著作権者と同一ではない場合、原著作物の著作権が保護されない可能性があるため、著作権法第14条但書は、編集著作物についての「著作権の行使にあたっては、原著作物の著作権を侵害してはならない」と規定し、データベースの著作権の行使を限定している。なお、改正前の規定では、「編集著作物」について編集者が著作権を享有するとのみ規定し、「編集著作物」とは何か特に規定されていなかったが、改正によりその意義が明らかになった。

## ・外国人の著作物に対する著作権の保護

Q 2 日本企業であるA社の著作物が、中国において著作権の保護を受けるためには、出願、登録等の手続が必要なのでしょうか。

A 2 A社の著作物は、出願、登録等の手続なく、中国においても著作権法の保護を受けることができます。

### 1. 創作保護主義

中国は、著作権の成立について創作保護主義の原則を採用している。すなわち、法律による権利の保護に出願、登録が要求される特許権、商標権と異なり、著作権の成立のためにはいかなる出願、登録等の手続もする必要がなく、著作権は著作物の創作完成日より発生する（実施条例第6条）。これは文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という）第5条第2項において規定されている創作保護主義の原則を中国国内法上規定したものと解される。

なお、コンピューターソフトウェアについては登録制度があるが（コンピュ

ーターソフトウェア保護条例第7条) 2002年1月1日のコンピューターソフトウェア保護条例の改正により、登録は行政処分の申立てや訴訟の提起という権利保護のための前提要件でなくなったため、登録をしていなくてもコンピューターソフトウェアに関する権利は保護されることになった。

## 2. 中国人以外の者(外国人、無国籍者)の著作物の保護

著作権法第2条第1項によれば、中国の公民、法人またはその他の組織の著作物については、発表されているか否かにかかわらず、著作権法に基づいて著作権を享有する。これに対し、外国人及び無国籍者といった中国人以外の者の著作物は、単に「著作物」であるというだけで直ちに中国において著作権法上の保護を受けるのではない。著作権法第2条第2項及び第3項には、どのような場合に外国人及び無国籍者の著作物が保護されるのかが規定されている。まず、著作権法第2条第2項によれば、「外国人、無国籍者の著作物は、その著作者の所属国又は常居地国と中国との間で締結されている協定または共に加盟している国際条約に基づいて著作権を享有し、本法による保護を受ける。」と規定している。また、このような協定または国際条約がない場合には、著作権法第2条第3項によれば、外国人、無国籍者の著作物は、最初に中国国内において出版された場合、本法によって著作権を享有するが、この場合、当該著作権は、最初に出版された日から保護される。

日本と中国は共にベルヌ条約に加盟していることから、日本人の著作物が著作権法により保護を受けるかどうかは、ベルヌ条約に基づくことになる。そして、ベルヌ条約第5条第2項の創作保護主義の原則により、日本人<sup>(注)</sup>の著作物は、日本における創作の事実だけで中国において著作権法の保護を受けることができる。

したがって、A社の著作物は、出願、登録等の手続なく、中国においても著作権法の保護を受けることができる。

### ・ 著作権の内容

Q3 日本企業A社が自ら著作権を有する写真をインターネット上で配信することは中国の著作権法上、著作権の行使として認められているのでしょうか。

A 3 A社がインターネット上で自らが著作権を有する写真を配信することは、情報ネットワーク伝達権の行使として認められています。

### 1. 著作権の内容

著作権とは文学、芸術、科学作品の著作者または著作権者が著作物に対して法律に基づき享有する一連の権利であり、以下に述べる権利の集合体である。そして、著作権の中には、人格権と財産権という2種類の権利が含まれている（著作権法第10条）。

### 2. 人格権

人格権とは、著作者が享有するその人格と密接不可分の権利であり、著作者の著作物に対する発表権、署名権、修正権及び作品の完全性を保護する権利が挙げられる。そして、人格権の詳細な内容は、著作権法第10条第1項によれば、以下の通りである。

#### （1）発表権

著作物を公衆に公開するかどうかを決定する権利をいう。

#### （2）署名権

著作者の身分を表示し、著作物に署名をする権利をいう。

#### （3）修正権

著作物を修正しまたは他人に修正の権限を与える権利をいう。

#### （4）作品の完全性を保護する権利

著作物が歪曲、改ざんされないよう保護する権利をいう。日本の著作権法にいうところの同一性保持権である。

### 3. 財産権

財産権とは、著作者またはその他の著作権者が、法により複製、発行、展覧、上演、放送等の方法でその著作物を使用し、または他人がそれらの方法で使用することを許諾し、かつ約定または著作権法関連規定に基づいて報酬を取得することのできる権利である（著作権法第10条第2項）。また、著作権者は財産権の全部または一部を譲渡し、かつ約定または本法の関連規定に基づいて報酬を受けられるとされている（同条第3項）。そして、財産権の詳細な内容は、著作権法第10条第1項によれば、以下の通りである。

( 1 ) 複製権

印刷、複写、石摺、録音、録画、ダビング、写真複製などの方法で、著作物を 1 部または複数制作する権利をいう。

( 2 ) 発行権

売却または贈与の方法で公衆に著作物の原物または複製品を提供する権利をいう。

( 3 ) 賃貸権

映画の著作物及び映画製作と類似した方法で創作された著作物、コンピューターソフトウェアを、他人が臨時に使用することを有償で許諾する権利をいう。コンピューターソフトウェアが賃借の主要な目的物でない場合を除く。

( 4 ) 展覧権

美術の著作物、写真の著作物の原物または複製品を公開で陳列する権利をいう。

( 5 ) 上演権

著作物を公開で上演し、及び各種の手段で著作物の上演を公開で放送する権利をいう。

( 6 ) 上映権

映写機、幻灯機等の技術設備によって、美術、写真、映画及び映画製作と類似した方法で創作された著作物等を公開で再現する権利をいう。

( 7 ) 放送権

無線方式により著作物を公開で放送または伝達し、有線伝達または中継の方法で、公衆に放送の著作物を伝達し、及び拡声器または符号、音声、画像を送るその他の類似の手段によって、公衆に放送の著作物を伝達する権利をいう。

( 8 ) 情報ネットワーク伝達権

有線または無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自分で選んだ日時と場所著作物を得ることができるようにする権利をいう。

( 9 ) 制作権

映画製作または映画製作と類似した方法で著作権を媒体上に固定する権利をいう。

( 10 ) 改編権

著作物を変更し、独創性をもつ新しい著作物を創作する権利をいう。

( 11 ) 翻訳権

著作物を1つの言語文字から別の言語文字に転換する権利をいう。

(12) 編集権

著作物または著作物の一部を選択または配列することによって、新しい著作物をまとめあげる権利をいう。

(13) 著作権者が有すべきその他の権利

A社がインターネット上で自らが著作権を有する写真を配信することは、「有線または無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自分で選んだ日時と場所で著作物を得ることができるようにすること」であると解されることから、情報ネットワーク伝達権の行使として認められる。なお、情報ネットワーク伝達権は、改正前の著作権法には規定されていなかったが、インターネットを初めとする新しい情報伝達手段の急速な発展、普及に伴い、新たに追加された権利である。著作権法第58条によれば、情報ネットワーク伝達権の保護弁法は別途国務院が規定することとされているが、まだ当該保護弁法は制定されていないため、情報ネットワーク伝達権が具体的にどのように保護されるかについては明確ではなく、今後の立法を待つことになる。

注

著作者は自然人に限るものではなく、法人又はその他の組織が著作者とみなされる場合がある(著作権法第11条第3項)。この点については次号で詳述する。